

「過疎地域等での自家用車ライドシェアの拡大」に係る
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項

平成 28 年 2 月 5 日
内閣府地方創生推進室

平成 28 年 1 月 28 日に開催した国家戦略特区ワーキンググループを踏まえ、下記の指摘・確認事項について、2 月 9 日 16 時までに御回答ください。

なお、回答内容については次回ワーキンググループの議題にさせていただくこととなりますので、提出期限について厳守ください。

記

(指摘・確認事項)

特区において、過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を現行よりも「拡大」するため、以下の点に留意の上で具体的制度の検討を行い、本ワーキンググループに示すこと。

- 現行の自家用有償旅客運送においてすら N P O 等を運営主体（自家用有償旅客運送者）にできることを踏まえ、自家用有償旅客運送で設けられている安全確保の仕組みを守らせることを当然の前提とした上で、市町村だけでなく、N P O 等、民間会社についても運営主体にできるものとすること。
なお、公営交通機関など地方公共団体が運営主体である方が、民間が主体となる場合よりも安全・安心が高まるということであれば、科学的な根拠を明らかにされたい。
- 運送できる旅客の範囲をインバウンド（外国人旅行者）に限定せず、日本人（日本人観光客や地域住民）も使える制度とすること。
- 自家用有償旅客運送の登録は、地域の既存事業者の意見を予め聞くことを前提に、区域会議の判断に基づき実施するものとすること。
- 自家用有償旅客運送者は、一定の損害保険契約を締結する措置を講じておかなければならぬが、地震保険や原子力保険のように、保険加入者が誰でも保険料率が全て一律の保険ではなく、現行の保険より総体として少し高めになってしまっても差し支えないもので、それぞれの保険加入者のリスクが適切に反映されたものとなるようにすること。

市町村は、自ら運営主体となることによって安全・安心を確保しようとするのではなく、当該保険料の一部を負担することによって安全・安心を高めるべきで

はないか。

なお、過去の事故率等により保険料率が変わらるのかについて参考までに示されたい。

以上